

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者の指定について

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市産学官連携推進センター

指定管理者 藤枝市駿河台四丁目 1 番 1 号

静岡産業大学グループ

代表者 学校法人新静岡学園 理事長 三枝 幸文

指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで